様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 8年 6月 15日

群馬県知事　　あて

提出者　　〒379-1204
住　所　群馬県利根郡昭和村森下2080-14

氏　名　ZACROS株式会社　昭和事業所
事業所長　戸部　英治

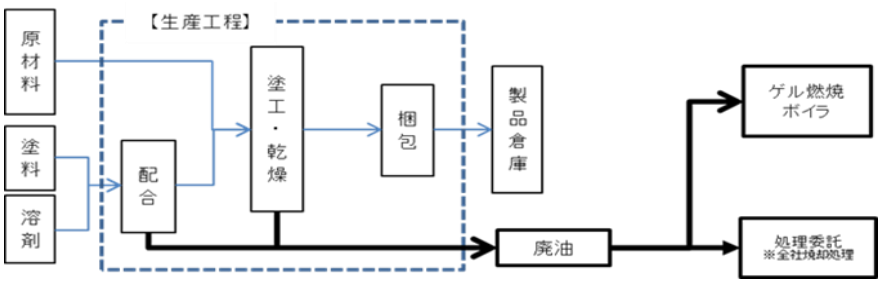
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0278-50-3964

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ZACROS株式会社　昭和事業所
事業場の所在地	群馬県利根郡昭和村森下2080-14
計画期間	令和 8年 4月 1日　～　令和 9年 3月 31日

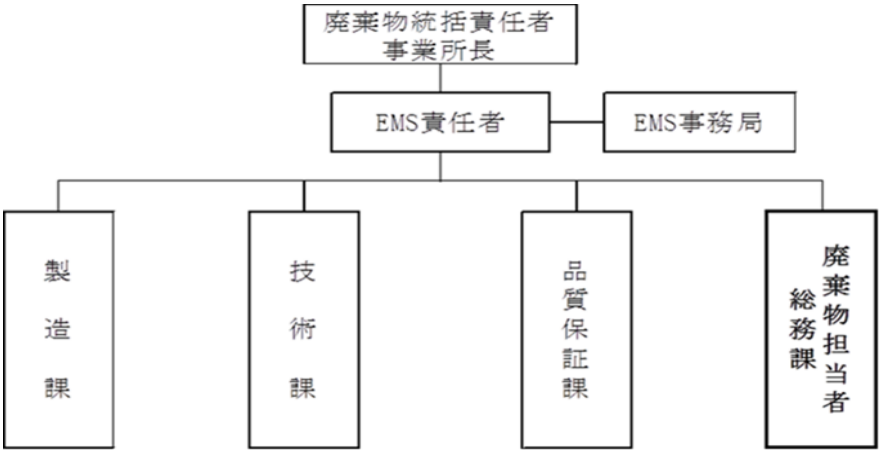
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業　　中分類：プラスチック製品製造業
②事業の規模	生産高：40,112百万円（令和7年度実績）
③従業員数	241名（令和 8年 4月 1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発性類）	廃アルカリ
排　　出　　量	1360 t	0.59 t

（これまでに実施した取組）

発生抑制：溶剤配合基準量の適正化
製品歩留向上・作業ミスゼロ化
再生利用：ボイラー燃料化（サーマルリサイクル）
その他：液状廃油有価売却による産廃排出量削減
廃アルカリ：設備用薬剤の入れ替え（更新）により発生したもの

②計画

【目標】令和7年度実績の１％削減（廃油）

特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発性類）	廃アルカリ
排　　出　　量	1346 t	0.5 t

（今後実施する予定の取組）

発生抑制：溶剤配合基準量の適正化
製品歩留向上・作業ミスゼロ化
再生利用：ボイラー燃料化（サーマルリサイクル）
廃アルカリについては設備用薬剤の入れ替え（更新）により発生するもの（今年度も計画有）

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
廃油の性状については、「ゲル状（粘度有）」「液状」の2種
「ゲル状」：ボイラー燃料化及び外部委託処理
「液状」：ボイラー燃料化

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
現状の分別方法を継続

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>廃油（揮発油類）</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>380　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）
・廃油を燃料とするゲル燃焼ボイラを稼働させることにより、LNG焚きボイラの稼働を抑制し、LNG使用量の低減を図る。あわせて廃棄物排出抑制へつながる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】年間稼働予定日数を基に算出</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>廃油（揮発油類）</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>395　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）
・ゲル燃焼ボイラの安定稼働
・設備稼働時間を向上させる（人員増）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="2">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量</td><td>－　t</td><td>－　t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
</table>

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発油類）	廃アルカリ
全処理委託量	980 t	0.59 t
優良認定処理業者への処理委託量	306 t	0.59 t
再生利用業者への処理委託量	1.6 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	673 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

廃油の性状から再生利用が難しく熱回収業者への処理委託を中心に進めている。あわせて生産量の増加による場内での廃棄物滞留を防止する観点から、新規業者の開拓を継続して実施し、委託先の拡充を図ってきた。

廃アルカリについては設備用薬剤の入れ替え（更新）により発生したもの。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】今年度計画（1346ｔ）より再生利用目標（395 t）を差引いた値（廃油）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>廃油（揮発油類）</td><td>廃アルカリ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全処理委託量</td><td>951 t</td><td>0.5 t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>285 t</td><td>0.5 t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>666 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
廃油の性状から再生利用が難しい状況が続くため、
当面は熱回収業者への処理委託を中心に進める。
あわせて、今後の生産量増加による場内での廃棄物滞留を
防止する観点から新規業者の開拓を継続して実施するとともに、
再生利用が可能な処理業者についても情報収集を進め、
マテリアルリサイクルへの転換可能性を検討していく。
廃アルカリについては設備用薬剤の入れ替え（更新）により
発生するもの（今年度も計画有）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 981 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）
当事業所より排出されます特別管理産業廃棄物につきましては、
全て電子マニフェスト（JWNET）を利用しております。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。